

《 補 足 説 明 書 》

徳島県県土整備部営繕課

委 託 業 務 名 R 4 営繕 城東高等学校他 徳・中徳島他 体育館照明改修設計業務

別途発注委託業務 無し

- ・本業務は、重点調査制度の（対象業務・対象外業務）である。

1 現地調査

希望者は、現地調査をすることができるが、現地に管理者のいる施設については、管理者の了解を得て調査を行うこと。

2 質 疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、入札開始日の3日前（休日・入札開始日を除く）の正午までに、書面により営繕課に提出すること。

質疑の様式は任意とする。書面の提出は持参、郵送（上記期日・時間に係員の手元に必着）、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後に電話により受信について確認すること。）によるものとする。

提出先 営繕課 住 所 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電 話 088-621-2610
ファクシミリ 088-621-2929
電子メール eizenka@pref.tokushima.jp

（※）質疑の提出期限について

入札開始日が月曜日の場合は、前日及び前々日が休日であることから、水曜日の正午までとなる。

なお、入札予定額等に影響する重大な質疑については、当課から指名業者全員に回答する。

3 注意事項

- ・契約の相手方が免税事業者の場合には、免税事業者届出書を直ちに提出すること。

4 成績評定の選択制

当初業務委託料（税込み）が50万円を超え500万円未満の建築工事に係る設計及び工事監理の委託業務は、成績評定の選択制を試行する。

対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（建築）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

なお、履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。

ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が50万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

5 営繕積算システム（R I B C）の利用料

設計委託金額に営繕積算システム（R I B C）の内訳書数量入力システム L I T E の利用料を含んでいる。